

Ⅲ 生活環境安全課

1 薬事

(1) 薬事関係

薬局、店舗販売業等の許可及び諸届の事務を行うとともに、これらの施設に立入検査し、構造設備、医薬品等の適正な保管及び取扱いについて監視指導を行っている。

医薬品等の品質・有効性・安全性を確保するため、医薬品等一斉監視指導においてこれらを収去して、承認規格試験等を実施することにより、不良医薬品等による危害を未然に防いでいる。

また、薬事関係法令の遵守を目的として、法令をはじめ制度改正内容及び不適事例等を周知するため、薬局を対象にした薬事講習会をWeb配信^{*1}により実施^{*2}している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため例年実施している夜間一斉監視を見送った。

※1 『配信期間』：令和5年2月13日から3月13日まで

※2 『西多摩保健所管内の視聴件数』：83件（視聴率48.3%）

薬事関係施設数及び監視指導件数 表1-1

	施設数											新規	廃止	更新	諸届	監視指導件数	
	令和3年度末	令和4年度末	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町							
薬局	171	172	62	38	22	36	7	5	-	2	11	10	40	599	154		
医薬品	販売業	店舗販売業	67	73	26	10	13	17	6	1	-	7	1	5	276	25	
		卸売販売業	13	14	1	4	3	-	6	-	-	1	-	6	10	13	
		卸売販売業（歯科・ガス）	6	6	1	2	1	2	-	-	-	1	1	2	2	7	
		薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		特例販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	薬局製剤製造販売業	7	7	5	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	6	2	
	薬局製剤製造業	7	7	5	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	
	麻薬小売業	112	114	42	27	15	22	5	3	-	-	10	8	39	282	101	
	向精神薬販売業	190	192	64	44	26	38	13	5	-	2	13	11	...	-	174	
	覚醒剤原料取扱薬局（注）	171	172	62	38	22	36	7	5	-	2	11	10	...	28	154	
高度管理医療機器等販売業	147	151	48	28	22	32	12	8	-	1	13	9	49	88	117		
高度管理医療機器等貸与業	101	106	33	20	20	22	5	5	-	1	8	3	39	51	83		
管理医療機器販売業	714	727	246	125	100	138	81	31	-	6	53	40	...	26	168		
管理医療機器貸与業	297	306	99	60	43	61	30	10	-	3	22	13	...	4	155		
医薬部外品販売業	257	265	90	54	39	55	19	6	-	2	20	12	...	-	199		
化粧品販売業	257	265	90	54	39	55	19	6	-	2	20	12	...	-	199		
毒物劇物	販売業	一般販売業	74	74	18	11	11	16	14	3	-	1	2	2	20	25	44
		特定品目販売業	3	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
		農薬用品目販売業	13	13	5	-	1	3	2	1	-	1	1	1	5	15	
	業務上取扱者	届出	電気めっき業	3	3	2	-	-	-	1	-	-	-	-	...	-	3
			金属熱処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	-	-
			しろあり防除業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	-	-
		非届出	工場・研究所	63	62	24	4	9	14	7	4	-	-	1	15
学校	90	90	30	12	11	19	8	5	2	3	-	-	-		
総数	2,763	2,822	955	532	397	570	242	98	2	26	193	134	206	1,402	1,631		

（注）覚醒剤取締法第30条の7第7号に規定する者の薬局

収去品試験結果 表 1-2

区 分	令和3年度	令和4年度
品 目	医薬部外品 1品目 化粧品 1品目 医療機器 1品目	医薬部外品 1品目 医療機器 1品目
結 果	全て適合	適合（但し、医薬部外品については一部項目に関する結果について製造販売業所在地の県庁宛情報提供済）

(2) 薬剤師免許関係

免許申請等の経由事務及び免許証の交付を行っている。

令和4年度は、隔年実施される医療従事者調査の該当年度であり、668件分の届出があった。

免許受付件数 表 1-3

	令和3年度 総数	令和4年度 総数	新規	名簿訂正	書換え 交 付	再交付	消 除	その他
件数	32	48	29	8	9	2	-	-

(3) 毒物劇物関係

毒物劇物販売業の登録及び諸届に関する事務を行うとともに、工場や事業所に立ち入り、毒物劇物に関して、取扱い及び保管等について監視指導を行い、危害防止に努めている。

毒物劇物業務上取扱者（無機シアン化合物使用の電気めっき業者）に対しては、事業所から廃水を採水し、規制物質であるシアン含有量の試験検査を実施するとともに、毒物劇物の適正保管について指導し、シアン化合物の流出防止に努めている。

シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査 表 1-4

区 分	施設数 (年度末総数)	採水件数	検査結果	
			1ppm以下	1ppm超
令和3年度	3	3	3	-
令和4年度	3	3	3	-

(4) 家庭用品関係

家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を未然に防止するため、有害物質の規制対象品について試買検査を行っている。令和4年度は次の26検体について実施し、違反品はなかった。

試買家庭用品の種類及び検査検体数 表 1-5

家庭用品の種類	検査対象物質	検体数
家庭用エアゾル製品：洗剤・ワックス	塩化ビニル等	7
家庭用エアゾル製品：撥水・静電防止	塩化ビニル等	1
繊維製品：防虫加工	ディルドリン等	4
繊維製品：防炎加工	APO等	2
繊維製品	ホルムアルデヒド	12

(5) 薬物乱用防止関係

管内の市町村及び薬物乱用防止推進地区協議会（管内 3 地区）から構成される薬物乱用防止連絡会を開催し、各団体間における情報共有を図った。（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から書面開催）

薬物乱用防止に関する講習会や地域でのイベントに際しては、啓発用DVD及び薬物見本等の貸出し、啓発用パンフレットの提供を行った。（資材提供 3 回）

また、所内の展示コーナーで、不正けしに関するポスター掲示及び薬物見本の展示（5 月）、薬物乱用防止に関するポスター掲示及び薬物見本の展示（5 月・11 月）を実施した。

更に、年間を通じて所内デジタルサイネージを活用し、薬物乱用防止について情報発信を行った。

不正けしの撲滅については、ほけんじょだよりを利用して管内住民にも注意を呼び掛けた。

また、不正大麻・けし撲滅運動において巡回監視を実施し、自生している不正けしを除去した。

けし除去株数内訳（管内で巡回及び除去した株数） 表 1-6

	地域（箇所）	巡回数（回）	除去数（株）
令和 3 年度	35	73	714
令和 4 年度	33	56	276

2 環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接な関係を持つ理容所・美容所、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査、講習会等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

許認可施設以外に、高齢者社会福祉施設（老人ホーム等）の入浴施設のレジオネラ症防止対策について啓発し、助言している。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するために、気密化する住宅の適切な換気や給水設備に対する指導、スギなどの花粉症の原因となる飛散花粉数の計測、ねずみや感染症媒介蚊をはじめとする衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業を実施している。

(1) 施設と監視指導

ア 環境衛生関係施設数・許認可・廃止・監視指導件数（法令等に基づく業種分類） 表 2-1

業種	営業施設数											許認可数						廃止数						監視指導件数			
	令和3年度末	令和4年度末										届出件数						廃止数									
	総数	総数	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町		日の出町	檜原村	奥多摩町
総数	3,078	3,043	1,003	493	604	412	215	125	80	111	16	14	11	14	4	4	3	3	46	13	16	16	7	3	2	1	1,061
理容所	280	274	95	37	41	58	24	11	3	5	2	1	-	1	-	-	-	1	4	2	1	3	1	-	-	-	136
美容所	527	531	157	116	103	97	32	21	2	3	8	10	3	8	2	1	-	-	7	6	5	7	1	2	-	-	287
クリーニング所	138	131	47	22	17	25	13	4	1	2	1	-	-	2	-	-	-	-	3	1	3	2	1	-	-	-	102
一般	58	56	23	12	2	9	6	1	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	31
リネンサプライ	6	6	2	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
取次所	74	69	22	10	15	15	5	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	3	2	1	-	-	-	60
公衆浴場	51	53	12	3	5	11	1	6	5	10	1	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	52
普通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	51	53	12	3	5	11	1	6	5	10	1	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	52
旅館業	157	154	40	6	3	25	7	4	37	32	1	1	-	-	-	-	3	2	3	1	1	2	1	-	1	1	164
旅館・ホテル	71	69	21	4	3	8	7	-	14	12	1	1	-	-	-	-	2	1	3	1	1	1	1	-	-	-	79
簡易宿所	86	85	19	2	-	17	-	4	23	20	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	1	1	85
下宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興行場	22	21	2	1	3	5	1	9	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	39
映画館	10	10	1	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
多目的使用施設	8	8	1	1	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
その他	4	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	4
臨時(再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プール	120	120	42	14	16	28	9	5	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120
許認可	30	30	12	2	4	9	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33
届出	90	90	30	12	12	19	8	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87
水道施設	496	484	181	68	96	53	41	35	4	6	1	-	-	-	1	1	-	-	10	-	3	-	2	-	-	-	28
上水道	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易水道	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専用水道	16	16	7	2	2	2	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
簡易専用水道	478	466	174	66	93	51	40	35	2	5	1	-	-	-	1	1	-	-	10	-	3	-	2	-	-	-	5
小規模貯水槽水道等	1,161	1,146	395	215	303	90	80	23	18	22	2	2	1	1	1	2	-	-	15	3	2	1	1	1	1	-	60
温泉利用施設	49	54	6	-	6	2	-	5	7	28	-	-	6	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	61
特定建築物	77	75	26	11	11	18	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	12

(注) 専用水道事務等は、平成 25 年度に市へ移譲しているが、保健所では市から業務を委託され実施している。

温泉利用施設は、公衆浴場や旅館施設以外に足湯施設や温泉スタンドが含まれる。

イ 環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設） 表 2-2

業 種	施 設 数										届出 件数	廃止 件数	調査 指導 件数
	令和3 年度末	令和4年度末											
	総数	総数	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町			
総 数	257	249	141	13	15	38	11	20	6	5	4	12	90
コインランドリー	60	60	22	11	11	9	4	3	-	-	2	2	62
コインシャワー	2	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	2
飲用に供する井戸	195	187	119	2	4	28	7	17	6	4	1	9	26

(2) 環境衛生関係施設の科学検査

監視計画に基づき、施設の衛生監視指導の一環として、水質や空気環境等の適正な維持管理状況について検査を実施し、不適施設には改善指導を実施した。

施設の科学検査・調査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイント数のことである。

ア 理容所・美容所の空気検査

換気状況が悪くなりやすい夏期と冬期に実施した。

理容所・美容所の空気検査 表 2-3

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不 適 合 施設数	検 査 数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）	
					適合	不適合	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所（夏）	4	4	-	4	4	-	-	-
理容所（冬）	42	42	-	42	42	-	-	-
理容所（計）	46	46	-	46	46	-	-	-
美容所（夏）	4	4	-	4	4	-	-	-
美容所（冬）	76	75	1	76	75	1	1	-
美容所（計）	80	79	1	80	79	1	1	-
					基準値（指導値）		0.5%以下	(10ppm以下)

イ クリーニング所の空気検査

クリーニング溶剤としてテトラクロロエチレンを使用している作業所内の空気検査を実施した。

クリーニング所の空気検査 表 2-4

溶 剤	検 査 施設数	適 合 施設数	不 適 合 施設数	検 査 数	検査数中		指導基準
					適合	不適合	
テトラクロロエチレン	1	1	-	1	1	-	25ppm以下

ウ 貸おしぼり検査

不特定多数の人が使用する貸おしぼり業種を対象に、貸おしぼりの検査を実施した。

貸おしぼり検査 表 2-5

検 査 施設数	適 合 施設数	不 適 合 施設数	検 査 数	検査数中		項目別不適数（延べ数）				
				適合	不適合	変色	異臭	大腸菌群	黄 ブドウ球菌	色 球 菌
2	1	1	4	3	1	-	-	-	-	1
基準値						ないこと		検出されないこと		10万個/枚以下

エ 興行場の検査

映画館、多目的ホール等の興行場について、夏期（冷房期）と冬期（暖房期）の年2回、場内の空気検査を実施した。

興行場の検査 表2-6

実施時期	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延べ数）						
					適合	不適合 (注1)	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度	温度	相対湿度	一酸化炭素
冷房期	17	17	-	34	34	0	-	-	-	-	-	-	-
暖房期	18	3	15	36	7	29	-	-	-	-	-	29	-
基準値 (指導値)							0.15 %以下	30個/枚 以下	0.2mg/m ³ 以下	(注2)	(17℃～ 28℃)	(40%～ 70%)	(10ppm 以下)

(注1) 1検査で2つ以上の項目を判定する場合があるため、不適合数と項目別不適数の計が一致しない場合がある。

(注2) 場内において映写中または演技中は0.2ルクス以上、休憩中は20ルクス以上

オ プールの検査

許可プール（営業施設）及び届出プール（学校）の水質検査を実施した。

プールの検査 表2-7

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数（延べ数）								
				pH値	濁度	過剰な酸 消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	二酸化炭素	レジオネラ 属菌
許可	23	19	4	1	-	-	-	1	1	2	-	-
届出	84	80	4	-	-	-	-	-	-	4	-	-
基準値				5.8～ 8.6	2度 以下	12mg/L 以下	100mL中 に不検出	200CFU/ mL以下 (注)	100ルクス 以上	0.4mg/L 以上	0.15% 以下	検出されないこと (加温する 場合のみ)

(注) CFU: Colony Forming Unit の略(培養コロニーの形成単位)

カ 特定建築物の検査

特定建築物における衛生的な居室環境の確保のために、空気環境測定や設備等について立入検査を実施した。

特定建築物の検査 表2-8

検査種別	検査施設数	空気環境等測定結果		帳簿書類等の整備状況		設備の維持管理状況	
一般検査	12	浮遊粉じん	- / 9	年間管理計画	- / 12	空調管理	- / 12
精密検査	-	一酸化炭素	- / 11	環境測定実施	- / 12	給水・給湯管理	5 / 12
		二酸化炭素	- / 11	貯水槽清掃	- / 9	雑用水管理	- / 7
		温度	- / 11	貯湯槽清掃	- / 3	排水管理	1 / 12
		相対湿度	4 / 11	水質検査実施	- / 9	清掃等	- / 12
		気流	- / 10	給湯水質検査実施	- / 3	ねずみ等防除	1 / 12
		ホルムアルデヒド	- / -	排水設備清掃	- / 7	吹付けアスベスト	- / 1
		残留塩素	- / 9	清掃実施	- / 12		
		給湯残留塩素	- / 2	ねずみ等防除	1 / 12		
				雑用水水質検査実施	2 / 5		

(注) 分母は該当施設数、分子は不適の施設数

(3) 行政検査による水質等の検査

施設の衛生水準の向上と安全の確保を図るため、行政が検査を実施している。

ア 公衆浴場の浴槽水検査

公衆浴場の衛生確保のため、水質検査（循環式浴槽を使用している施設のレジオネラ属菌を含む。）を実施した。

公衆浴場の検査 表 2-9

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延べ数）					
				適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	照度	遊離残留塩素	レジオネラ属菌
35	29	6	127	116	11	-	-	-	2	9	2
		基準値		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	20ルクス以上	0.4mg/L以上	検出されないこと (10CFU/100mL未満)		

イ 宿泊施設の浴槽水検査

循環式浴槽を使用している宿泊施設（公衆浴場の許可施設を除く。）の浴槽水について、レジオネラ属菌の検査を実施した。

宿泊施設の浴槽水検査 表 2-10

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合
33	32	1	45	44	1
			基準値	検出されないこと (10CFU/100mL未満)	

ウ 温泉スタンド等の水質検査

温泉スタンドや循環させない浴槽へ給湯する貯湯槽及び温泉配湯車の温泉水について、レジオネラ属菌の検査を実施した。

温泉スタンド等の水質検査 表 2-11

区分	検査施設数	検査数	検出	不検出 (10CFU/100mL未満)
スタンド	4	4	-	4
配湯車	3	4	-	4

エ 井戸水等飲料水の水質検査

水道法水質基準のうち、井戸水等から検出する恐れのある項目（大腸菌等 32 項目）、水質管理目標設定項目・要検討項目（19 項目）、クリプトスポリジウム（原虫）の指標菌（2 項目）、町村にある井戸等においては放射性物質（2 項目）について検査をした。

井戸水等飲料水の水質検査 表 2-12

区分	施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延べ数)				指標菌(定量)検査 検出施設数	
				色度	濁度	大腸菌	一般細菌	大腸菌	嫌気性芽胞菌
井戸水等	13	10	3	1	-	3	2	4	2
			基準値	5度以下	2度以下	検出されないこと	200CFU/mL以下(注)		

(注) CFU: Colony Forming Unit の略(培養コロニーの形成単位)

(4) 営業関係・生活環境相談

環境衛生営業施設の開設や変更等の相談以外に、住宅における換気方法や、ねずみ・衛生害虫等の同定や駆除方法の助言を行う等、生活環境相談への対応もしている。

また、公園や山間部等の放射線量を測定し公表する自治体に対し、測定器を貸し出している。

ア 生活環境苦情相談等件数 表 2-13

区分	相談項目及び件数						合計件数
営業関係	理美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場の開設、特定建築物届出等の相談						1,317
生活環境	有害化学物質	空気・カビ	花粉・アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	48
	3	-	1	40	1	3	
飲料水	法適用施設		小規模貯水槽水道		井戸等	その他	307
	139		125		43	-	
その他	浄化槽・排水槽、換気方法等の相談						9
	総計						1,681

イ 空間放射線測定器の貸出し

空間放射線調査に際し、シンチレーション式サーベイメータを貸し出している。

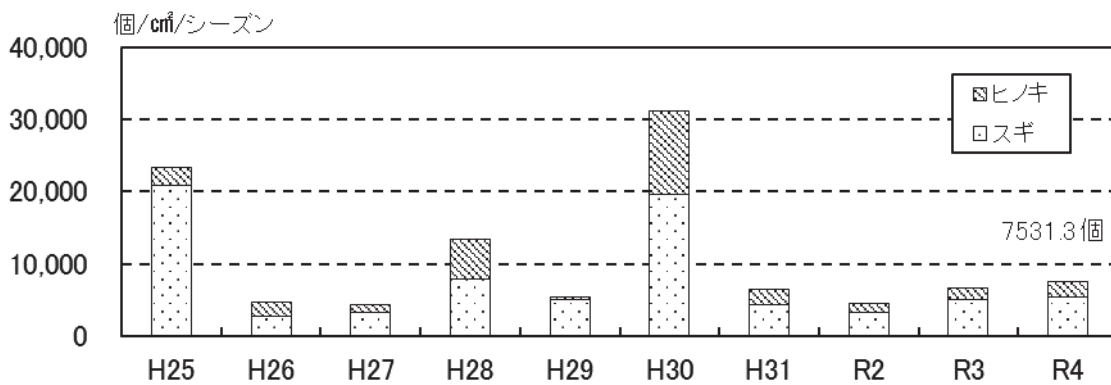
空間放射線測定器貸出し件数 表 2-14

貸出し回数	貸出し延べ日数
2	18

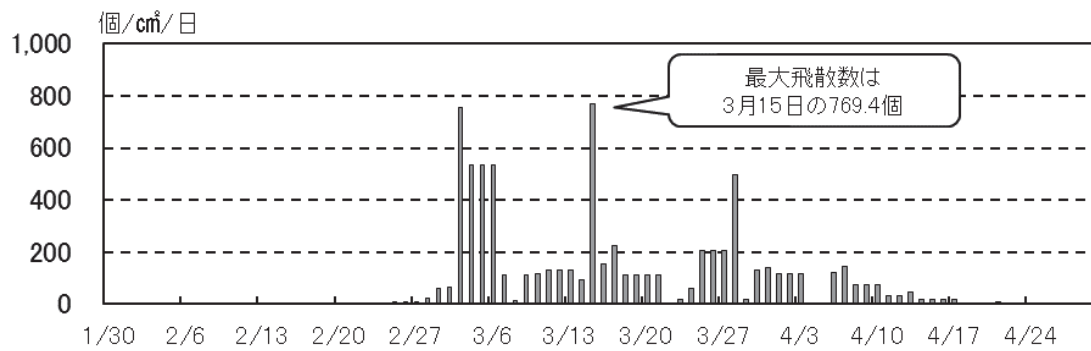
(5) スギ・ヒノキ飛散花粉数調査

都内 12 か所の調査地点の一つとして、花粉症原因植物の飛散花粉数を常時観測している。春は主にスギ・ヒノキの花粉を、初夏から秋にかけてはイネ科やブタクサ等の花粉を観測し、東京都のホームページで情報提供している。当所で観測した令和 4 年春（令和 4 年 1 月から同年 5 月）のスギ・ヒノキ合計飛散花粉数は、前年の約 1.1 倍であった。令和 4 年春の花粉の飛散開始日は、スギが 2 月 24 日で、ヒノキが 3 月 16 日であった。合計飛散花粉数は 3 月 15 日で最大となり、769.4 個/cm³/日を観測した。

青梅市内の年別スギ・ヒノキ合計飛散花粉数（過去 10 年）



青梅市内の日別スギ・ヒノキ合計飛散花粉数



3 食 品 衛 生

食品による危害を未然に防止し、都民の食生活の安全を確保するため、食品関係営業施設に対する許可業務、監視指導、流通食品の検査等を行っている。

また、食中毒、有症苦情などの健康被害が発生した際は、原因食品、病因物質の調査を迅速かつ的確に行い、被害の拡大及び再発の防止に努めている。

さらに、食品従事者や消費者の食品衛生知識の向上を図り、食品による危害を未然に防止するため、衛生講習会の実施や情報誌の発行などを行っている。

令和3年6月には、改正された食品衛生法が完全施行され、営業許可業種の再編やHACCPに沿った衛生管理の導入、食品等のリコール情報報告制度の新設などの制度改正が行われた。保健所では、新制度の普及とHACCPの導入・定着に向けた支援を行っている。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、講習会や監視等の各事業を実施した。

(1) 営業施設, 許可数, 監視指導件数

ア 改正前食品衛生法第 52 条に規定する営業、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業 表 3-1

内 訳	令和 3 年度末 営業所数	許 可 件 数																監視 件数				
		業 業											令和4年度末営業所数									
		青 梅 市	福 生 市	羽 村 市	あ ぎ る 野 市	瑞 穂 町	日 の 出 町	檜 原 村	奥 多 摩 町	都 内 一 円	小 計	青 梅 市	福 生 市	羽 村 市	あ ぎ る 野 市	瑞 穂 町	日 の 出 町		檜 原 村	奥 多 摩 町	都 内 一 円	小 計
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	77	11	1	1	-	1	-	4	-	18	27	2	8	6	-	6	10	-	59	10	
	バー・キャバレー	124	6	15	11	-	-	-	-	-	32	4	52	36	-	-	-	-	-	92	22	
	一般飲食店	2,051	116	120	92	85	25	13	10	14	475	431	378	326	225	96	46	18	56	1,576	280	
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	すし屋	71	9	3	2	2	-	-	-	1	17	17	10	10	10	4	3	-	-	54	31	
	そば屋	75	7	3	2	5	3	-	1	1	22	19	5	4	11	8	3	2	1	53	19	
	仕出し屋	40	8	-	1	3	-	-	-	-	13	7	1	2	10	3	3	-	1	27	12	
	弁当屋	124	13	3	3	11	1	1	-	-	32	28	18	10	22	5	3	4	2	92	51	
	そう菜店	121	5	-	5	7	4	1	-	-	22	43	11	11	22	6	2	1	3	99	59	
	コンビニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移動	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	
	臨時	270	-	-	-	-	-	-	-	-	58	58	-	-	-	-	-	-	212	212	17	
	許可ある集団給食	166	12	2	15	3	5	1	-	-	38	44	17	17	25	7	12	1	5	128	65	
	自動車	125	-	-	-	-	-	-	-	-	19	19	-	-	-	-	-	-	106	106	7	
自動販売機	26	2	-	1	-	2	1	-	-	6	11	-	7	1	1	-	-	-	20	2		
天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	3,275	189	148	133	116	41	17	11	20	77	752	631	494	423	334	136	72	32	78	323	2,523	575
喫茶店 営 業	店舗	39	3	-	-	4	2	1	-	-	10	12	5	1	5	1	3	2	-	29	7	
	自動販売機	244	29	7	25	22	11	3	-	-	97	51	17	37	22	13	7	-	-	147	19	
小計	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	
菓子 製 造 業	289	32	7	25	26	13	4	-	1	108	63	22	38	27	14	10	2	-	5	181	26	
パン製造業	94	5	4	2	6	-	-	-	-	18	32	8	9	16	3	5	2	1	76	37		
生菓子製造業	117	10	1	1	8	6	5	-	1	32	33	14	12	12	5	8	-	1	85	61		
その他の菓子製造業	245	15	-	3	7	12	2	3	2	44	65	24	25	42	21	11	5	8	201	59		
移動	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
臨時	40	-	-	-	-	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	26	26	1	
自動車	27	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	20	20	2	
小計	523	30	5	6	21	18	8	3	3	21	115	130	46	46	70	29	24	7	10	46	408	160
あん類製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
アイスクリーム類製造業	36	3	-	1	2	-	2	-	1	-	9	6	-	3	7	3	8	-	-	27	17	
乳処 理 業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	1	3	-	1	-	9	8	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 類 販 売 業	専業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ショークース売り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
移動販売車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処 理 業	12	1	-	-	-	1	-	-	-	2	1	2	1	2	3	-	-	1	-	10	3	
食 肉 販 売 業	一般	100	4	1	3	5	-	1	2	-	16	34	12	9	14	5	2	-	8	84	47	
	包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移動販売車	6	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	
小計	106	4	1	3	5	-	1	2	2	18	34	12	9	14	5	2	-	8	4	88	48	
食肉製品製造業	7	-	-	-	1	-	-	-	-	2	3	-	-	1	-	-	-	-	-	5	4	
魚 介 類 販 売 業	一般	90	4	1	2	5	1	-	-	13	28	10	11	13	5	5	1	4	-	77	64	
	包装	8	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	
	移動販売車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	98	4	1	2	5	1	-	-	5	18	28	10	11	13	5	5	1	4	3	80	66	
魚介類せり売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 品 の 冷 凍 ・ 冷 蔵 業	冷凍業	14	4	-	-	-	1	-	-	5	4	-	-	3	1	-	-	1	-	9	8	
	冷蔵業	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	
小計	17	5	-	-	-	1	-	-	-	6	4	-	-	3	3	-	-	1	-	11	8	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	4	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	3	3	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷 雪 製 造 業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 用 油 脂 製 造 業	動物性油脂	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	1	
	植物性油脂	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	3	-	
小計	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-	-	5	1	
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	10	-	-	-	1	1	1	-	-	3	-	-	-	1	1	1	3	1	-	7	3	
しょうゆ製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	3	3	
ソース類製造業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	3	-	1	-	-	7	5	
酒類製造業	8	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	3	-	-	-	-	1	7	-	
豆腐製造業	13	1	2	-	1	-	-	1	-	5	2	1	1	3	-	-	-	-	1	8	13	
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
めん類製造業	23	2	-	-	-	1	-	-	1	4	6	2	-	7	3	1	-	-	-	19	12	
そうざい製造業	60	6	1	-	-	2	2	3	1	14	20	3	-	10	4	4	1	4	-	46	30	
かん詰又はびん詰食品製造業	2	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
添加物製造業	16	-	-	13	-	-	-	-	-	13	-	-	1	1	1	-	-	-	-	3	3	
合計	4,528	277	167	183	176	81	36	18	28	106	1,072	941	593	537	498	214	136	46	110	381	3,456	991
東京都ふぐの取扱い 規制条例に規定する 営業	ふぐ取扱所	22	2	2	-	1	1	-	-	-	6	5	3	4	3	-	-	-	1	-	16	30
	ふぐ加工製品 取扱施設	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 平成 30 年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編されたが、令和元年政令第 123 号附則第 2 条第 1 項のとおり改正前に取得した許可は有効期限満了まで有効であるため、令和 4 年度末営業所数には改正前の許可を含む。

(注2) 令和 3 年 6 月 1 日以降、改正前食品衛生法第 52 条に規定する営業については、同法に基づく新規申請及び更新がないため、新規及び更新の項目は削除した。

(注3) 本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和 3 年 6 月 1 日以前に許可または届出申請をした施設を計上した。令和 4 年 4 月 1 日から、ふぐ加工製品取扱届出制度は廃止されたため、令和 3 年度末営業所数以外の項目は「・」(統計項目がない場合)とした。

許 可 件 数														監 視 件 数						
廢 業							令和4年度末営業所数													
青 梅 市	福 生 市	羽 村 市	あ き る 野 市	瑞 穂 町	日 の 出 町	檜 原 村	奥 多 摩 町	都 内 一 円	小 計	青 梅 市	福 生 市	羽 村 市	あ き る 野 市	瑞 穂 町	日 の 出 町	檜 原 村	奥 多 摩 町	都 内 一 円	小 計	
11	20	13	6	2	2	-	-	-	54	333	263	239	187	73	50	24	40	-	1,209	888
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	21	8	13	4	6	5	-	1	-	58	45
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	95	69
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	83
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	20	13	6	3	2	-	-	-	55	354	272	252	191	79	55	24	41	193	1,461	1,085
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	2	3	1	1	-	-	-	14	14
-	1	-	1	1	-	-	-	-	3	6	4	6	5	1	2	1	2	-	27	32
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	5	2	2	6	1	1	-	-	-	17	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	39	10	13	32	10	10	6	5	-	125	131
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	3	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	1	2	-	-	-	-	7	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	-	-	-	2	-	7	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	1	1	-	6	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	1	-	-	1	-	-	8	18
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	1	-	1	2	-	1	-	10	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	8	4	8	6	2	4	3	-	42	44
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	3	4
-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	1	2	2	1	1	3	-	12	14
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	2	-	1	-	-	7	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	2
11	22	13	8	4	3	-	-	-	61	433	310	286	256	112	75	40	59	193	1,764	1,423

ウ 改正後食品衛生法第57条に規定する営業、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業 表3-3

内 訳		令和3年度末営業所数	届 出 件 数								小計			
			新 規											
			青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町		都内一円		
営業	旧許可営業種であった	魚介類販売業（包装）	105	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	4
		食肉販売業（包装）	127	2	1	3	3	-	-	-	1	-	2	12
		乳類販売業	375	1	-	-	2	1	1	-	-	-	2	7
		氷雪販売業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	25	24	2	16	17	7	2	-	-	-	-	68
	小計	637	27	3	20	23	8	3	-	1	-	6	91	
	販売業	弁当販売業	22	3	3	-	3	-	-	-	1	-	2	12
		野菜果物販売業	43	5	3	6	3	3	5	3	-	-	-	28
		米穀類販売業	27	1	2	-	-	4	-	1	-	-	-	8
		通信販売・訪問販売	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンビニエンスストア		158	5	7	5	5	5	-	-	-	-	-	27	
百貨店、総合スーパー		87	2	3	3	4	2	-	-	-	-	-	14	
自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	107	5	1	6	6	1	3	-	-	-	-	22		
その他食料・飲料販売業	298	20	16	8	20	6	8	3	3	2	-	86		
小計	744	41	35	28	41	21	16	7	4	4	-	197		
届出業種	製造・加工業	添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		いわゆる健康食品の製造・加工業	9	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
		コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	2	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-	5
		農産保存食料品製造・加工業	7	1	-	1	3	-	-	-	1	-	-	6
		調味料製造・加工業	14	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	6
		糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		精穀・製粉業	8	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
		製茶業	14	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
		海藻製造・加工業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		卵選別包装業	4	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
その他食料品製造・加工業	21	3	1	2	5	1	2	-	1	-	-	15		
小計	82	10	4	4	13	2	2	2	2	-	-	39		
上記以外のもの	行商	12	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	5	
	集団給食施設	176	16	6	13	12	5	6	1	1	-	-	60	
	器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	7	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、 営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
小計	197	18	7	14	13	6	7	1	1	-	-	67		
計	1,660	96	49	66	90	37	28	10	8	10	-	394		
公衆衛生に与える影響が少ない営業		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
合計		1,660	96	49	66	91	37	28	10	8	10	-	395	
東京都ふぐの取扱い 規制条例に規定する営業	ふぐ取扱所 ふぐ加工製品取扱施設	2	1	2	-	2	1	-	-	-	-	-	6	
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 本表に記載した営業については更新制度がないため、更新の項目は削除した。

(注2) 本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和3年6月1日以降に許可または届出申請をした施設を計上した。令和4年4月1日から、ふぐ加工製品取扱届出制度は廃止されたため、令和3年度末営業所数以外の項目は「・」（統計項目がない場合）とした。

届出件数																			監視 件数	
業											令和4年度末営業所数									
青 梅 市	福 生 市	羽 村 市	あ き る 野 市	瑞 穂 町	日 の 出 町	檜 原 村	奥 多 摩 町	都 内 一 円	小 計	青 梅 市	福 生 市	羽 村 市	あ き る 野 市	瑞 穂 町	日 の 出 町	檜 原 村	奥 多 摩 町	都 内 一 円		小 計
7	5	3	2	2	1	-	-	-	20	20	19	15	17	6	4	2	3	3	89	13
10	4	2	6	2	1	-	-	-	25	27	28	19	19	6	4	3	6	2	114	20
9	7	6	7	5	7	-	-	-	41	106	45	52	56	40	26	5	9	2	341	54
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	1	-	5	2
2	-	3	-	-	-	-	-	-	5	32	3	19	23	9	2	-	-	-	88	3
28	16	14	15	9	9	-	-	-	91	186	97	105	116	61	36	10	19	7	637	92
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	7	5	3	8	1	4	-	3	2	33	8
-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	22	9	10	9	6	6	4	3	-	69	20
1	-	-	-	2	-	-	-	-	3	8	5	2	8	3	2	2	2	-	32	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-
3	7	5	1	2	-	-	-	-	18	54	29	28	26	23	5	-	2	-	167	36
1	-	3	1	-	-	-	-	-	5	36	16	17	19	4	3	1	-	-	96	81
-	1	-	-	2	1	-	-	-	4	35	10	22	25	15	15	1	2	-	125	8
4	1	1	3	3	7	1	-	1	21	112	44	41	75	32	35	11	12	1	363	92
9	10	10	5	9	9	1	-	1	54	274	118	123	170	84	71	20	24	3	887	249
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	5	-	-	-	-	10	7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	-	-	-	1	-	7	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	5	2	-	2	1	-	13	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	3	-	4	2	-	-	2	-	20	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	2	1	-	-	1	1	-	10	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	1	1	7	-	1	-	-	16	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	1	1	-	-	-	-	6	2
1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	7	2	5	10	3	5	1	1	-	34	16
1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	34	7	12	29	21	5	5	6	-	119	40
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	2	2	4	2	2	-	-	1	16	1
6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	79	28	25	53	16	17	4	8	-	230	215
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	1	2	-	-	-	-	8	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-
6	-	-	1	-	-	-	-	-	7	89	30	28	58	20	19	4	8	1	257	216
44	26	24	21	18	18	2	-	1	154	583	252	268	373	186	131	39	57	11	1,900	597
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
44	26	24	21	18	18	2	-	1	154	583	252	268	374	186	131	39	57	11	1,901	597
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	3	1	-	-	-	-	8	10

(2) 食品別収去検査成績（健康安全研究センター等送付分） 表3-4

区 分		合計			細菌検査			化学検査		
		合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類	5	2	3	5	2	3	-	-	-
	魚介類加工品	4	4	-	2	2	-	2	2	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	3	3	-	3	3	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	野菜類・果物及びその加工品	14	8	6	8	6	2	6	2	4
菓子類		19	19	-	12	12	-	7	7	-
その他の食品	缶詰・びん詰	7	-	7	3	-	3	4	-	4
	調味料	4	4	-	1	1	-	3	3	-
	そうざい類及びその半製品	34	34	-	26	26	-	8	8	-
上記以外の食品		4	4	-	3	3	-	1	1	-
合 計		94	78	16	63	55	8	31	23	8

(3) 営業施設の食品・器具・手指の検査（保健所実施分） 表3-5

区 分	検査数	細菌検査		化学検査	
		良	不良	良	不良
総 数	534	499	35	-	-
手 指	256	234	22	-	-
調 理 器 具	263	255	8	-	-
食 品	-	-	-	-	-
そ の 他	15	10	5	-	-

(4) 食中毒発生状況（当保健所で処理した食中毒事件） 表3-6

総 数		令和4年度食中毒発生の内訳				
令和3年度	令和4年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食者数
-	2	7月11日	集団給食施設(届出営業)	冬瓜と鶏肉の煮物	ウエルシュ菌	27/120
-	2	11月23日	集団給食施設(飲食店営業)	当該施設で調理した11月23日の昼食	ウエルシュ菌	60/159

(5) 食中毒関連調査（当保健所管外を原因施設とするもの） 表3-7 食中毒関連調査 表3-8

事件数	調査対象数			
	患者関係			施設関係
	総数	発病状況		
		非発病	発病	
10	7	3	4	5

検 体 数		
総 数	病因菌検出状況	
	不検出	検出
4	2	2

(6) 苦情処理件数 表3-9

総数	苦 情 内 容											検査 検体数
	異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その 他	
127	8	20	2	1	14	38	16	8	0	2	18	15

(7) 相談件数 表3-10

合計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
5,288	2,714	2,574

(8) 食品衛生教育

ア 講習会

営業者や消費者に対し正しい食品衛生知識を習得してもらうため、衛生講習会を実施している。

講習会開催状況 表3-11

区分	食品衛生	食品衛生	その他	合 計
	実務講習会 (A)	実務講習会 (B)	(消費者指導等)	
回数	6	22	-	28
受講者数	592	557	-	1,149

(注) 食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者等の管理責任者を対象とした講習会である。

イ 情報誌の発行

食の安全・安心に係る最新情報を提供するため、情報誌「たべもの安全情報」を随時発行している。令和4年度は、4回計2,400部発行した。

(9) 食品安全に係る調査研究 表3-12

年度	事業名
令和3	西多摩地区山岳地域旅館等におけるキノコ料理の実態調査及び同地域キノコ発生状況実態調査
令和4	製茶業の衛生実態調査

(10) 調理師・製菓衛生師免許申請数 表3-13

区 分	申請数	
	調理師	製菓衛生師
総 数	92	9
免 許 申 請	74	7
免許証書書換交付申請	10	-
免許証再交付申請	8	2
域 外	-	-

(11) 縁日・祭礼等の一斉監視 表3-14

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	3	43
夜間営業者	-	-
そ の 他	-	-

(12) 化製場等施設数及び監視指導状況 表 3-15

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
令和3年度	年度末施設数等	77	7	2	68
	監視指導件数	104	28	8	68
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-
令和4年度	年度末施設数等	79	7	2	70
	青梅市	-	-	-	-
	福生市	-	-	-	-
	羽村市	-	-	-	-
	あきる野市	-	-	-	-
	瑞穂町	79	7	2	70
	日の出町	-	-	-	-
	檜原村	-	-	-	-
	奥多摩町	-	-	-	-
	監視指導件数	106	28	8	70
	青梅市	-	-	-	-
	福生市	-	-	-	-
	羽村市	-	-	-	-
あきる野市	-	-	-	-	
瑞穂町	106	28	8	70	
日の出町	-	-	-	-	
檜原村	-	-	-	-	
奥多摩町	-	-	-	-	
施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-	

(13) 食鳥処理場施設数・監視数 表 3-16

区 分	令和 3年 度末 総数	令和 4年 度末 総数	青 梅 市	福 生 市	羽 村 市	あ き る 野 市	瑞 穂 町	日 の 出 町	檜 原 村	奥 多 摩 町
食鳥処理場施設数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監視数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 保健栄養

健康増進法及び食品表示法に基づき、特定給食施設や食品業者に対して栄養や栄養成分表示等について指導するとともに、住民に対しては専門的な知識や技術等を必要とする栄養指導を行っている。

さらに、市町村や関係機関等と連携し、地域における食生活改善普及事業を実施するなど、地域の食を通じた健康づくりと食環境整備を推進している。

(1) 個別及び集団栄養指導

個別栄養指導状況 表 4-1

年度	種別	区分	栄養指導 (計)	栄養指導					(再掲) 市町村支援	
				(再掲)病態別			(再掲)	(再掲)		
				生活習慣病	難病	その他疾病	訪問指導	精神		
令和 3	総数	総数	2	-	-	-	-	-	-	
令和 4	総数	総数	2	-	-	-	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
			20歳以上	2	-	-	-	-	-	-
	青梅市	総数	2	-	-	-	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
			20歳以上	2	-	-	-	-	-	-
	福生市	総数	-	-	-	-	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
			20歳以上	-	-	-	-	-	-	-
	羽村市	総数	-	-	-	-	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
			20歳以上	-	-	-	-	-	-	-
	あきる野市	総数	-	-	-	-	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
20歳以上			-	-	-	-	-	-	-	
瑞穂町	総数	-	-	-	-	-	-	-		
	内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳以上	-	-	-	-	-	-	-	
日の出町	総数	-	-	-	-	-	-	-		
	内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳以上	-	-	-	-	-	-	-	

年度	種別	区分	栄養指導 (計)	栄養指導					(再掲) 市町村支援
				(再掲)病態別			(再掲)	(再掲)	
				生活習慣病	難病	その他疾病	訪問指導	精神	
令和 4	檜原村	総数	-	-	-	-	-	-	-
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		-	-	-	-	-	-	
	奥多摩町	総数	-	-	-	-	-	-	-
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-
20歳未満			-	-	-	-	-	-	
20歳以上	-		-	-	-	-	-		

集団栄養指導状況 表4-2

年度	種別	区分	栄養指導 (計)	栄養指導				(再掲) 市町村支援
				(再掲)病態別			(再掲)	
				生活習慣病	難病	その他疾病	精神	
令和 3	総数	総数	22	-	-	-	-	-
令和 4	総数	総数	14	-	-	-	-	-
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-
20歳以上	14		-	-	-	-		

(2) 特定給食施設指導

ア 給食施設指導

令和5年3月末日現在の給食施設数は315施設で、このうち健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として指定されているのは、病院11施設、事業所1施設、一般給食センター2施設の計14施設である。

給食施設に対しては、利用者の健康維持増進を図るため施設の特性に応じた栄養管理が実践できるよう個別指導(来所、電話、巡回)及び栄養管理講習会等の集団指導を実施している。

給食施設数 表4-3

	総計	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所	寄宿舍	自衛隊	給食 センター	その他
総数	315	30	29	13	76	99	26	12	4	1	2	23
青梅市	115	5	14	2	29	38	13	5	1	-	-	8
福生市	34	2	4	1	5	14	1	1	1	1	-	4
羽村市	41	6	2	2	5	14	2	4	-	-	1	5
あきる野市	61	12	5	3	16	16	3	-	-	-	-	6
瑞穂町	22	2	1	2	5	9	1	1	-	-	1	-
日の出町	27	1	2	3	8	5	5	1	2	-	-	-
檜原村	4	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	11	1	1	-	6	2	1	-	-	-	-	-

給食施設指導状況 表 4-4

年度	種別	区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満又は1日250食未満
令和3	総数	個別指導延べ施設数	657	472	56	129
		(再掲)巡回指導(注1)	8	7	1	-
		集団指導開設回数(注2)	11	・	・	・
		延べ施設数	608	416	48	144
令和4	総数	個別指導延べ施設数	542	349	49	144
		(再掲)巡回指導	27	7	2	18
		集団指導開設回数(注2)	14	・	・	・
		延べ施設数	593	413	41	139
	青梅市	個別指導延べ施設数	211	121	21	69
		(再掲)巡回指導	11	3	0	8
		集団指導延べ施設数	237	156	28	53
	福生市	個別指導延べ施設数	71	55	2	14
		(再掲)巡回指導	2	1	-	1
		集団指導延べ施設数	49	48	-	1
	羽村市	個別指導延べ施設数	67	43	8	16
		(再掲)巡回指導	3	-	1	2
		集団指導延べ施設数	105	82	1	22
	あきる野市	個別指導延べ施設数	87	51	13	23
		(再掲)巡回指導	3	-	-	3
		集団指導延べ施設数	79	45	8	26
	瑞穂町	個別指導延べ施設数	35	29	3	3
		(再掲)巡回指導	1	1	-	-
		集団指導延べ施設数	35	27	-	8
	日の出町	個別指導延べ施設数	52	38	2	12
		(再掲)巡回指導	6	2	1	3
		集団指導延べ施設数	56	40	4	12
	檜原村	個別指導延べ施設数	7	7	-	-
		(再掲)巡回指導	-	-	-	-
集団指導延べ施設数		13	9	-	4	
奥多摩町	個別指導延べ施設数	12	5	-	7	
	(再掲)巡回指導	1	-	-	1	
	集団指導延べ施設数	19	6	-	13	

(注1) 令和3年度の巡回指導は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、必要最小限で実施した。

(注2) 集団指導開設回数は、給食施設の規模別、市町村別の実施していないため、総数のみ記入している。

栄養管理講習会実施状況 表 4-5

開催日	会場	対象	テーマ	講師	参加施設	参加人数
5月17日	西多摩保健所	保育所・幼稚園等の管理栄養士・栄養士等	・栄養管理報告書及び届出の作成の留意点 ・健康づくりのための国・都・保健所の取組	保健所栄養士	50	55
5月25日	西多摩保健所	高齢者施設・病院等の管理栄養士・栄養士等	・栄養管理報告書及び届出の作成の留意点 ・健康づくりのための国・都・保健所の取組	保健所栄養士	29	32
6月 2日	西多摩保健所	事業所・社会福祉施設等の管理栄養士・栄養士等	・栄養管理報告書及び届出の作成の留意点 ・健康づくりのための国・都・保健所の取組	保健所栄養士	13	14
6月22日	西多摩保健所	全施設の管理栄養士・栄養士等	・野菜は健康をつくる～そのわけは？どう食べる？～ ・事例発表	・女子栄養大学短期大学部准教授 小澤 啓子 氏 ・良友園管理栄養士 武藤 恵子 氏 ・東福保育園管理栄養士 栃元 由美子 氏	72	82
7月11日	西多摩保健所	全施設の管理栄養士・栄養士等	八訂食品標準成分表を使いこなそう！	女子栄養大学教授 石田 裕美 氏	75	82
9月21日	西多摩保健所	保育所・幼稚園等の管理栄養士・栄養士等	おいしく、楽しく、食べる力を育てよう	明海大学教授 大岡 貴史 氏	49	53
10月 4日	西多摩保健所	全施設の管理栄養士・栄養士等	・食品衛生 ・新型コロナウイルス感染症禍における健康危機管理体制	・保健所食品衛生監視員 ・保健所栄養士	102	112
11月30日	西多摩保健所	全施設の管理栄養士・栄養士等	栄養士が知っておきたい糖尿病における正しい糖質制限食	北里研究所病院 糖尿病センター長 山田 悟 氏	39	43
12月13日	西多摩保健所	全施設の管理栄養士・栄養士等	給食施設衛生管理のポイント～大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った衛生管理マニュアルの活用～	保健所食品衛生監視員	82	96
1月23日	西多摩保健所	病院・高齢者施設等の管理栄養士・栄養士等	嚥下調整食学会分類 2021 改定のポイントと臨床活用	国立国際医療研究センター病院リハビリテーション科医長 藤谷 順子 氏	37	45
2月15日	西多摩保健所	社会福祉施設等の管理栄養士・栄養士等	障がい者が快適な日常生活を営むための食事提供	山形県立米沢栄養大学教授 大和田 浩子 氏	18	18
計 11 回					566	632

(注) 令和4年度の栄養管理講習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全回オンライン開催とした。

イ 地区組織育成・支援

管内では、地域の公衆衛生の向上に寄与することを目的に、給食施設から構成される西多摩保健所地区特定給食協議会が組織されており、その下で地区別特定給食研究会（青梅地区、福生地区及び秋川地区）が活動を行っている。

保健所は、同協議会の活動や各地区研究会が行う栄養展等の活動に対して支援を行っている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の活動を書面又はオンラインで開催した。また、会員向けに栄養・食育等に関する情報提供を7回実施した。

(3) 人材育成

地域の食を通じた健康づくりの担い手となる人材育成のため、食育推進担当者、地域で活動する栄養士等及び飲食店の調理師等を対象とした研修会や、管理栄養士養成施設学生実習の公衆栄養学実習の受入れを行っている。

人材育成実施状況（学生実習） 表4-6

項目	実施時期	実人員	延べ人員	内容等
管理栄養士養成施設学生	6月～9月	28	140	保健所の役割と公衆栄養業務について（保健栄養業務の見学、課題研究等）

（注）令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、集中講義は中止し、班別実習及び報告会（オンライン開催）を実施した。

人材育成実施状況 表4-7

項目	開催日 (会場)	参加人員	内容等
食育研修会 (栄養管理講習会と同時開催) 市町村職員等含む ※研修教育・再掲	6月22日 (西多摩保健所)	18	・講演 「野菜は健康をつくる～そのわけは？どう食べる？～」 講師：女子栄養大学短期大学部 准教授 小澤 啓子 氏 ・事例発表 良友園 管理栄養士 武藤 恵子 氏 東福保育園 管理栄養士 柄元 由美子 氏
地域活動 栄養士研修会 ※研修教育・再掲	12月2日 (西多摩保健所)	8	・講演（研修教育） 「薬膳のいろは～実践編～」 講師：株式会社WA・ON 代表取締役 飯田 和子 氏 ・保健所からの情報提供
栄養士等研修会 (栄養管理講習会と同時開催) 市町村職員等含む ※研修教育・再掲	11月30日 (西多摩保健所)	7	・講義 「栄養士が知っておきたい糖尿病における正しい糖質制限食」 講師：北里研究所病院 糖尿病センター長 山田 悟 氏
健康づくり 調理師研修会	8月26日 (1日目) (西多摩保健所)	4	・講義 「衛生情報～調理における衛生管理～」 講師：保健所食品衛生監視員 「栄養情報～健康づくりは毎日の食事から～」 講師：保健所栄養士
	8月30日 (2日目) (西多摩保健所)	4	・講話 「健康づくりは毎日の食事から～発酵食品&野菜で免疫力アップ～」 講師：野菜ソムリエプロ・発酵食品ソムリエ 田代 由紀子 氏

(注) 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域活動栄養士研修会以外の全ての研修会をオンライン開催とした。また、健康づくり調理師研修会は、2日制で1回開催した。

(4) 連携機能強化

圏域8市町村及び保健所間の連携体制を強化し、各市町村の保健栄養事業の円滑な実施を支援するとともに、地域における栄養・食生活改善の効果的な推進を図ることを目的に、西多摩圏域保健栄養業務連絡会を開催した。

西多摩圏域栄養業務連絡会の実施状況 表4-8

開催日（会場）	実施回数	延べ人員	内容等
7月4日 （西多摩保健所）	1	12	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度保健栄養事業計画について ・コロナ禍における事業運営について ・地域住民に向けた栄養・健康情報の発信について ・保健所と市町村の栄養業務担当者と情報交換

(5) 地域における食生活改善普及事業

都民が望ましい生活習慣を継続して実践できるよう食環境の整備を推進している。

都民の野菜摂取量が目標量に達していない現状や外食利用率が高い現状を踏まえ、平成26年度から1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューがあるお店「野菜メニュー店」の普及を図っており、管内の野菜メニュー店は令和5年3月末時点で56店舗である。

更に、令和元年度から減塩・高齢者に配慮した「食塩ほどほどオーダー」、「やわらかオーダー」、「元気応援メニュー」のサービスを開始した。

また、管内関係機関・団体と協力・連携して栄養・食生活改善の効果的な推進を図ることを目的に開催している「栄養・食生活ネットワーク会議」では、野菜メニュー店利用促進のための普及方法及び西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン「最終評価」に向けて意見交換を行った。

栄養・食生活ネットワーク会議の実施状況 表4-9

実施時期（会場）	実施回数	延べ人員	内容等
7月、2月	2	35	<ul style="list-style-type: none"> ・西多摩圏域栄養・食生活ネットワーク会議について ・各機関の取組計画及び取組報告について ・野菜メニュー店利用促進のための普及啓発について ・「野菜メニュー店」アンケートについて ・地域住民に向けた健康・栄養情報の発信について 等

野菜メニュー店店舗数 表 4-10

年度	種 別	店舗数
令和 3	総 数	59
令和 4	総 数	56
	青 梅 市	15
	福 生 市	9
	羽 村 市	9
	あきる野市	8
	瑞 穂 町	6
	日 の 出 町	5
	檜 原 村	2
奥 多 摩 町	2	

(6) 栄養表示等普及促進事業

食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示基準、特別用途食品許可制度及び誇大表示の禁止に係る表示の適正化と普及を図ることを目的に、販売施設から特別用途食品・栄養表示食品を収去し、表示内容検査を実施した。

また、健康保持増進効果等について広告等がされた食品に適正な表示が行われるよう、管内製造・販売事業者等に対し、食品衛生担当と連携して立入検査及び指導・相談業務を実施した。

更に、管内の食品製造施設等に対しては、食品表示基準に基づく表示及び虚偽誇大広告等の禁止に係る根拠法令等に基づき、適正な表示の普及を図るための講習会を実施した。

栄養表示等普及促進事業実施状況 表 4-11

項 目	実施回数	内 容 等
収去検査	1	6月28日(火曜日) 栄養機能食品2検体、機能性表示食品1検体 栄養表示食品3検体
立入検査	2	年末一斉：1店舗、立入検査：1店舗
指導・相談	62	食品表示基準に基づく栄養成分表示方法等について
食品表示講習会 (Web開催： 限定動画配信)	1	2月1日(水曜日)から2月28日(火曜日)まで 〔内容〕食品表示基準に基づく衛生事項、品質事項及び保健事項 及び、虚偽誇大表示の禁止等について 〔参加人数〕80名

(注) 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第2回収去検査を中止した。また、立入検査では夏期一斉監視指導を中止にするなど、規模を縮小して実施した。

(7) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養素摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施した。

調査実施地区：	福生市	1 地区	15 世帯	27 名
	あきる野市	1 地区	10 世帯	19 名